

平成26年10月17日

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価手続の状況等について

1 根 拠

千葉県環境影響評価条例

2 事業概要

- (1) 事業者の名称： 船橋市
- (2) 対象事業の種類細分： 廃棄物焼却施設の設置
- (3) 対象事業実施区域の位置： 船橋市潮見町38番
- (4) 対象事業の規模： 処理能力339トン/日

3 関係地域

船橋市、市川市、習志野市、浦安市

4 事業計画概要書

送付：平成24年 7月11日（水）
公告：平成24年 8月 3日（金）
縦覧：平成24年 8月 3日（金）～ 9月14日（金）

5 環境影響評価方法書

送付：平成24年 8月24日（金）
公告：平成24年 9月18日（火）
縦覧：平成24年 9月18日（火）～10月17日（水）
方法書説明会：平成24年 9月30日（日）
住民等意見提出期限：平成24年11月 1日（木） ⇒意見なし
市町村長意見提出期限：平成24年11月15日（木） ⇒意見なし
千葉県環境影響評価委員会答申：平成24年12月21日（金）
知事意見提出：平成25年 1月24日（木）

6 環境影響評価準備書

送付：平成26年 9月 9日（火）
公告：平成26年 9月26日（金）
縦覧：平成26年 9月26日（金）～10月27日（月）
準備書説明会：平成26年10月13日（月）
住民等意見提出期限：平成26年11月11日（火）
市町村長意見提出期限：平成26年12月25日（木）
知事意見提出期限：平成27年 3月中旬～下旬頃（※）

（※）住民等意見の有無、有の場合に事業者からの見解書の送付時期によって期限が異なる。

7 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（準備書）

諮問、審議：平成26年10月17日（金）